
事業系ごみ分別・処理ガイドブック

那珂川市

令和6年3月作成

1.はじめに

(1) 事業者の処理責任

事業活動に伴って出るごみは、「産業廃棄物」と「一般廃棄物」に分類され、その種別によって処理方法が異なります。

事業活動に伴って出る廃棄物の処理責任については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃掃法」という。）において、産業廃棄物と一般廃棄物の分類に関係なく、処理責任は事業者にあることが規定されています。

このことから、事業者は、法令に基づき、適正に処理しなければなりません。

※事業者とは、必ずしも営利を目的として事業を営む者とは限らず、病院、学校、官公庁などの公共サービスを提供する者や、非営利の団体も含まれます。

【参考】

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃掃法）

第3条第1項

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

○那珂川市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例

第7条第1項

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

《事業者の責務》

● 自らの責任で適正処理

事業系活動で出たごみは、自ら処理するか、許可を受けた処理業者に委託して適正に処理しなければなりません。

● ごみの減量化・資源化の推進

リサイクルの推進等により、廃棄物の減量化に努めなくてはなりません。

● 製造・販売等における工夫

製造・加工・販売などを行うにあたっては、ごみとなったときの処理・リサイクルがしやすい製品の開発を行うとともに、その処理方法について情報提供を行わなければなりません。

● 国・地方公共団体の施策への協力

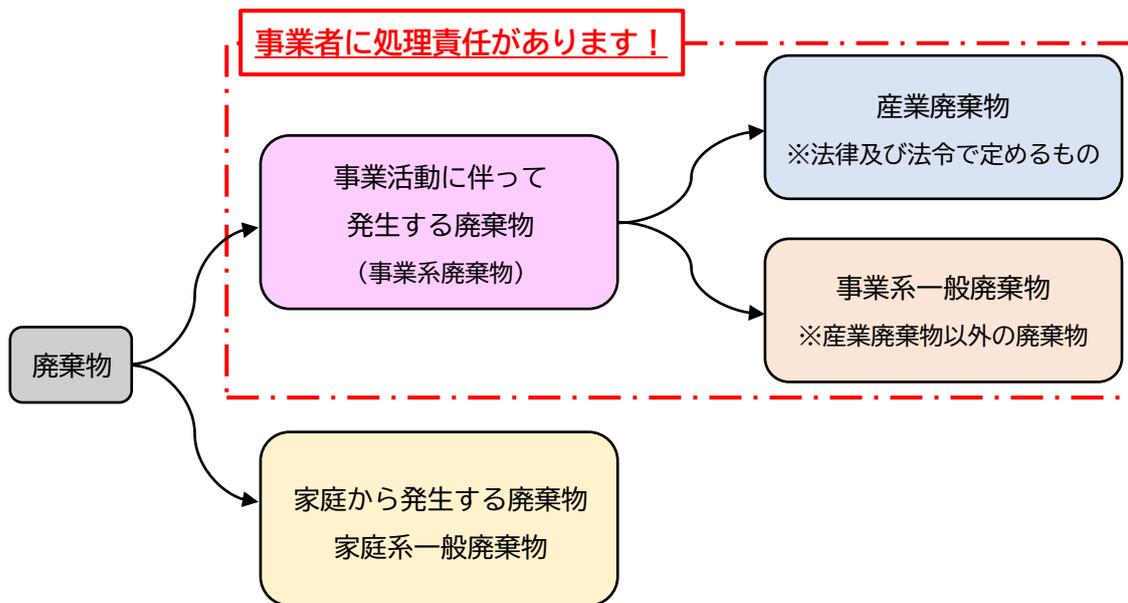
ごみの減量化・資源化、適正処理等に関して、国や地方公共団体の施策に協力しなければなりません。

(2) 産業廃棄物と一般廃棄物

「廃棄物」とは廃棄物処理法で定義され、占有者が自ら利用したり他人に売却したりすることができないために不要となったものをいいます。

事業系廃棄物は、産業廃棄物と一般廃棄物に区分され、産業廃棄物は法律及び政令で20品目が定められており、産業廃棄物以外の廃棄物を事業系一般廃棄物といいます。

《廃棄物の区分》



注意しましょう！

- 事業系廃棄物は、市は収集しません。
⇒事業系廃棄物の処理方法 (P.4～8)
- ごみの収集運搬や処理を他者に依頼するときは、一般廃棄物は一般廃棄物の、産業廃棄物は産業廃棄物の許可を有する業者に、それぞれ委託する必要があります。
⇒産業廃棄物の処理について (P.4)
⇒一般廃棄物の処理について (P.5～8)

(3) 産業廃棄物の種類と具体例

産業廃棄物は 20 種類に分類され、どの業種から出ても産業廃棄物になるもの（表中①～⑫）と、特定の業種から出た場合にのみ産業廃棄物となるもの（表中⑬～⑲）があります。

産業廃棄物の種類と具体例

	種類	具体例
あらゆる事業活動に伴うもの	① 燃え殻	石炭殻、焼却炉の残灰、その他焼却残さ
	② 汚泥	排水処理、製造業の工程で出た泥、ピット汚泥等
	③ 廃油	鉱物性油、動植物性油
	④ 廃酸	廃硫酸、廃塩酸等すべての酸性廃油
	⑤ 廃アルカリ	廃ソーダ液、すべてのアルカリ性廃液
	⑥ 廃プラスチック	合成樹脂くず、合成繊維くず等 固形状・液状のすべての合成高分子系化合物
	⑦ ゴムくず	生ゴム、天然ゴムくず
	⑧ 金属くず	鉄鋼、研磨くず、切削くず等 金属製家具類（机、ロッカー等）
	⑨ ガラスくず コンクリートくず 陶磁器くず	ガラス類製品の製造過程で出たアスファルト、 コンクリートくず、廃石膏ボード、陶磁器くずなど
	⑩ 鉱さい	鋳物廃砂、電気炉等溶解炉かす等
	⑪ がれき類	工作物の新築、改築または除去により生じたコンクリート破片、アスファルト破片その他、これに類する不要物
	⑫ ばいじん	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設、DXN 対策特措法に定める特定施設、または、産業廃棄物焼却施設で発生するばいじんであって、集じん施設で集めたもの。
特定の事業活動に伴うもの	⑬ 紙屑	建設業に係るもの、パルプ製造業、製紙業、新聞業、出版業、製本業等から生じる紙くず
	⑭ 木くず	建設業に係るもの、木材または木製品製造業 パルプ製造業、その他流通に使用したパレット等
	⑮ 繊維くず	建設業に係るもの、衣類その他繊維製品製造業以外から出た、木綿・羊毛等の天然繊維くず
	⑯ 動植物性残さ	食料品・医薬品・香料製造業から出るあめかす、のりかす等、魚・獣のあら等固形状の不要物
	⑰ 動物系固形不要物	と畜場で処分した獣畜、処理場で処分した食鳥
	⑱ 動物のふん尿	畜産産業から出る牛、馬、豚、鶏等のふん尿
	⑲ 動物の死体	畜産産業から出る牛、馬、豚、鶏等の死体
⑳	①～⑲の産業廃棄物を処分するために処理したもの。（例：コンクリート固化物等）	

2. 事業系廃棄物の処理方法

・事業系廃棄物の処理について

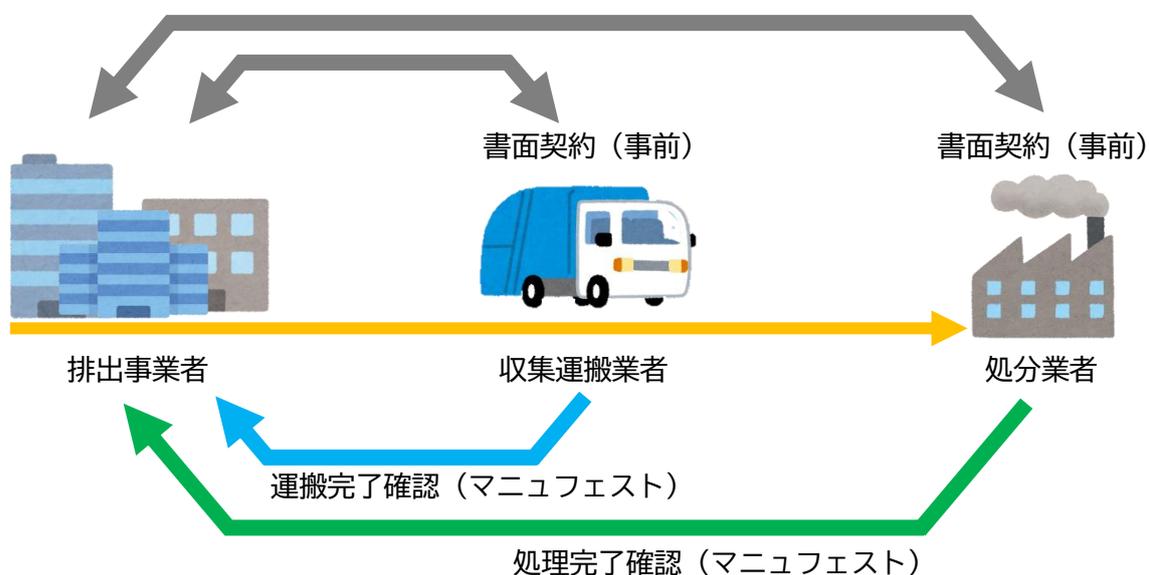
事業系一般廃棄物と産業廃棄物では、処理できる施設や業者が異なるため、正しく分別して、適正に処理してください。

(1) 産業廃棄物の処理方法

産業廃棄物の処理を行う場合は、産業廃棄物処理業の許可を有する業者に委託する必要があります。

委託する場合は、収集運搬業者と処分業者それぞれの業者と書面で契約しなければなりません。

※『(2) 事業系“一般廃棄物”の処理方法』では処理することができません。



産業廃棄物許可業者

福岡県ホームページ <https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/list.html>



産業廃棄物に関する問い合わせ先

産業資源循環協会 TEL : 092-651-0171

(2) 事業系“一般廃棄物”の処理方法

一般廃棄物の処理方法は、処理施設へ自己搬入する方法、市の指定ごみ袋で出す方法、臨時で収集を依頼する方法があります。

1. 処理施設へ自己搬入する方法

施設と自己搬入の手順は、以下のとおりです。

燃えるごみ

施設名 ・ ・ ・ ・ クリーン・エネ・パーク南部
所在地 ・ ・ ・ ・ 春日市大字下白水 104 番地 5
電話番号 ・ ・ ・ ・ 092-433-8234（自己搬入ごみ事前受付センター）
ネット予約 ・ ・ <https://jizenuketuke-kankyo.city.fukuoka.lg.jp/eco>
受付時間 ・ ・ ・ ・ 月曜日～土曜日の 8 時 30 分～16 時
休み ・ ・ ・ ・ ・ 日曜日、1 月 1 日～3 日、定期点検の期間
処理手数料 ・ ・ 10kg につき 140 円



自己搬入の手順

- ①搬入したい日の 2 週間前から搬入時間の 30 分前までに自己搬入ごみ事前受付センターで予約します。
※ネット予約の場合は、当日の 14 時 30 分まで。
- ②8 時 30 分から 16 時の間に持ち込みます。
※施設の状況等で変わる場合があります。
- ③処理手数料を支払います。

持ち込みできないもの

- ・ 不燃性のもの
- ・ 有害性のもの
- ・ 危険性のあるもの
- ・ 引火性のあるもの
- ・ **産業廃棄物** など



燃えないごみ・資源物（かん・びん、ペットボトル など）

施設名 エコピア・なかがわ
所在地 那珂川市大字安德 61 番地 18
電話番号 092-951-1101
受付時間 月曜日～金曜日、第 2・4 日曜日の 9 時～12 時及び 13 時～16 時
休み 土曜日、日曜日（第 2・4 日曜日を除く）、祝日、12 月 29 日～1 月 3 日
処理手数料 10kg につき 140 円

自己搬入の手順

※予約等は不要です。

①9 時から 12 時、13 時から 16 時の間に持ち込みます。

②処理手数料を支払います。

持ち込みできないもの

- ・可燃性ごみ
- ・建設廃材
- ・医療系廃棄物
- ・処理困難物（タイヤ、消火器、テレビ、洗濯機、衣類乾燥機、冷蔵庫、冷凍庫、エアコン など）
- ・**産業廃棄物**



せん定枝葉

施設名 那珂川クリーン環境（株）
所在地 那珂川市大字上梶原 847 番地
電話番号 092-952-1525
受付時間 月曜日～土曜日の 9 時～17 時
休み 日曜日、祝日、お盆、年末年始
処理手数料 10kg につき 140 円

自己搬入の手順

①電話で予約します。

②9 時から 17 時の間に持ち込みます。

③処理手数料を支払います。

持ち込みできないもの

- ・根株 ・生竹 ・野菜
- ・廃木材（金属等の異物があるもの）
- ・亜熱帯植物
- ・**産業廃棄物**

2. 市の指定ごみ袋で出す方法

市の指定ごみ袋出す方法は、以下のとおりです。

手順

- ①市のごみ収集運搬許可業者とごみの収集に関する契約を結びます。
 - ②ごみを分別します。
 - ③ごみの種類毎に市の指定するごみ袋に入れてごみ出しを行います。
- ※ごみを出す場所や時間は、ごみの収集運搬業者と協議してください。

収集運搬許可業者

名称 ・ ・ ・ ・ (株) 那珂川開発

電話番号 ・ ・ 092-952-9003

ごみの種類と出せるもの

方式	ごみ袋の種類		出せるもの	出す際の注意点
ごみ袋	燃えるごみ		産業廃棄物以外のもの 生ごみ、ゴム製品、プラスチック製品、 紙類、布類、草類	
	燃えないごみ		産業廃棄物以外のもの ガラス類、陶磁器類、金属類、小型電化製品	割れたものや刃物は、新聞紙などに包んでください。
	再資源化物	かん びん類	産業廃棄物以外のもの ・かん類 飲料用、缶詰、お菓子缶、スプレー缶 ・びん類 飲料用、酒びん、調味料のびん <u>※かんとびんは、一緒の袋に入れて出せます。</u>	ふたとラベルをはがし、中身を全部出してすすいで出してください。
		ペット ボトル類	産業廃棄物以外のもの 飲料用、調味料用	ふたとラベルをはがし、中身を全部出してすすいで出してください。

※産業廃棄物以外のものは、従業員が個人消費として使用したもの等です。

ごみ袋の金額

ごみ袋の種類		金額
燃えるごみ袋		特大 (70L) 1,250 円/10 枚 大 (45L) 800 円/10 枚 中 (30L) 550 円/10 枚
燃えないごみ袋		大 (45L) 850 円/10 枚
再資源化物袋		大 (45L) 550 円/10 枚

※全て税込みの金額です。

3. 臨時で収集を依頼する方法

指定ごみ袋に入らないごみや片付けなどで一度に大量のごみ処分する場合に臨時で収集を依頼することができます。

処理までの流れは、以下のとおりです。

手順

- ①許可業者の（株）那珂川開発へ連絡します。
 - ②ごみの種類やそのほかの依頼内容を伝えます。
 - ③許可業者が費用の見積もりをいたします。
 - ④指定日時に収集します。
 - ⑤収集後、料金を支払います。
- ※費用は、処理料金と収集運搬料金がかかります。

お問い合わせ先

名称（株）那珂川開発

電話番号 . . . 092-952-9003